

平成24年3月16日

平成23年地方公務員給与実態調査結果の概要

平成23年4月1日現在の地方公務員給与実態調査結果の概要について、別添のとおりとりまとめましたので公表します。

(連絡先)

自治行政局 公務員部 給与能率推進室

担当 : 野村・宮川

電話 : 03-5253-5551 (直)

03-5253-5111 (代) (内線 23245、23252)

FAX : 03-5253-5553

平成23年地方公務員給与実態調査結果等のポイント

1 地方公務員給与実態調査結果

<給与水準>

- **ラスパイレス指数※¹（全団体平均）は、98.9**
（昨年より0.1ポイント増加）
 - 平成16年から8年連続で国家公務員を下回る。
 - 83.2%の団体（1,484団体）は、ラスパイレス指数が100未満

※ 本調査においては、東日本大震災の影響により報告することが困難である団体（10団体）を除いて、集計を行っている。

※1 学歴や経験年数の差による影響を補正し、国家公務員給与を100として計算した指数

ラスパイレス指数の最高値・最低値

区分	最高値	最低値
都道府県	103.4 (静岡県)	92.5 (北海道・岡山県)
指定都市	103.8 (横浜市)	98.0 (浜松市)
市区町村	104.9 (神奈川県葉山町)	72.9 (大分県姫島村)

<平均給与月額状況>

諸手当を含む平均給与月額については

- 国が増加している一方、地方は減少している。
- 地方の方が、平均年齢が高いにもかかわらず、平均給与月額は国を下回っている。

2 他の給与関連調査結果

<給与削減措置状況>

- **10年間**（平成14年度から23年度）の削減影響額は、約1兆6千億円
 - 平成23年4月1日現在における独自の給与削減措置
 - ・ 団体数 981団体（54.7%）
 - ・ 削減影響額 約1,500億円（年額）

1 地方公務員給与実態調査結果

1	ラスパイレス指数の状況	P1
	(1) 団体区分別の推移	P1
	(2) 分布状況の推移	P2
	(3) 都道府県のラスパイレス指数の状況	P4
	(4) 指定都市のラスパイレス指数の状況	P4
	(5) 中核市のラスパイレス指数の状況	P5
	(6) 市区町村のラスパイレス指数の状況	P6
2	平均給与月額	P8
3	特殊勤務手当	P10

平成24年3月

総務省

(連絡先)

自治行政局 公務員部 給与能率推進室

担当 : 野村・宮川

電話 : 03-5253-5551 (直)

03-5253-5111 (代) (内線 23245、23252)

FAX : 03-5253-5553

1 ラスパイレス指数の状況

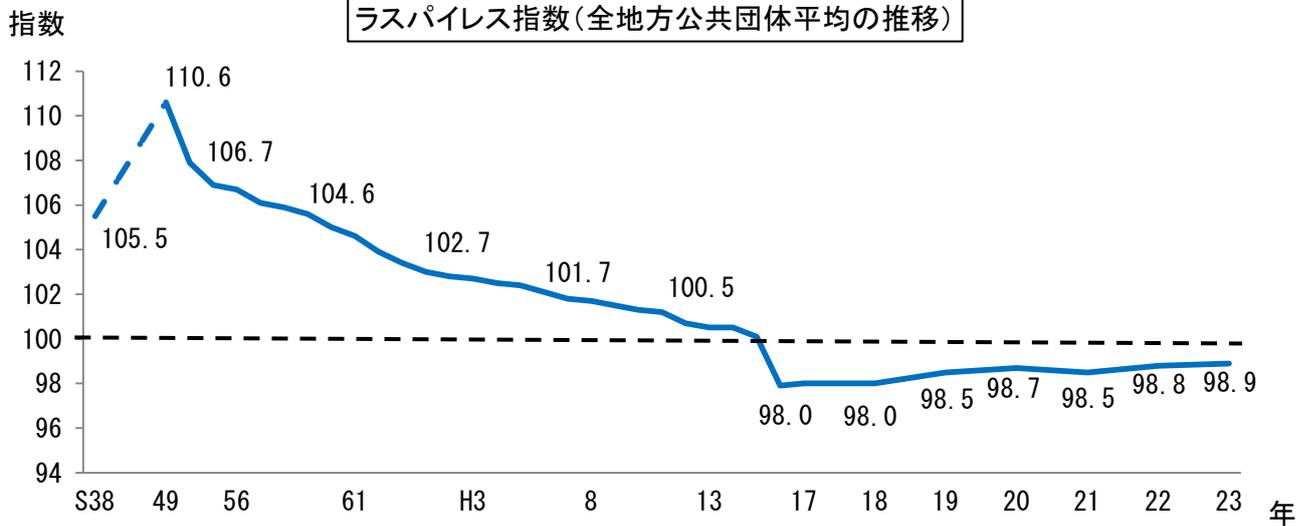
(1) 団体区分別の推移

<第1表 団体区分別ラスパイレス指数(一般行政職)>

区 分	S 49.4.1	H 3.4.1	H 13.4.1	H 22.4.1	H 23.4.1	増 減	
						S49→H23	H22→H23
全地方公共 団体平均	110.6	102.7	100.5	98.8	98.9	△ 11.7	0.1
都道府県	111.3	104.1	101.7	98.9	99.3	△ 12.0	0.4
指定都市	116.1	106.7	103.7	101.5	101.3	△ 14.8	△ 0.2
市	113.8	104.2	101.4	98.8	98.8	△ 15.0	0.0
町 村	99.2	96.6	96.1	95.1	95.3	△ 3.9	0.2
特別区	—	106.5	102.3	100.8	100.0	—	△ 0.8

※ S49.4.1の全地方公共団体平均(110.6)は、過去最高値

※ S49.4.1現在の全地方公共団体平均は、特別区を含んでいない。



(参考)団体区分別地域手当補正後ラスパイレス指数(一般行政職)

区 分	H 18.4.1	H 19.4.1	H 20.4.1	H 21.4.1	H 22.4.1	H 23.4.1	増 減	
							H18→H23	H22→H23
全地方公共 団体平均	98.8	99.0	99.1	98.5	98.6	98.8	0.0	0.2
都道府県	99.5	99.7	99.1	98.2	98.3	98.8	△ 0.7	0.5
指定都市	100.0	101.1	101.6	101.3	101.4	101.1	1.1	△ 0.3
市	98.9	99.0	99.0	98.8	98.8	98.9	0.0	0.1
町 村	94.3	94.6	94.8	95.1	95.4	95.6	1.3	0.2
特別区	100.5	101.0	100.5	100.4	99.9	100.0	△ 0.5	0.1

(注) 平成17年度以前は地域手当制度なし。

(2) 分布状況の推移

<第2表 全地方公共団体のラスパイレース指数の分布状況(一般行政職)>

区 分	S 49.4.1	H 3.4.1	H 13.4.1	H 22.4.1	H 23.4.1	増 減		
						S49→H23	H22→H23	
105以上	1,367	321	26	1	(0.0%) 0	△ 1,367	△ 1	
100以上105未満	628	820	769	316	(16.8%) 300	※1 △ 351	△ 16	
100未満	1,321	2,168	2,501	1,480	(83.2%) 1,484	163	4	
内 訳	95以上 100未満 90以上 95未満 90未満	1,321	1,195	1,445	878	(51.0%) 910	※2	32
			670	837	483	(27.1%) 484	163	1
			303	219	119	(5.0%) 90		△ 29
合 計	3,316	3,309	3,296	1,797	(100.0%) 1,784	△ 1,555	△ 13	

※1 S49.4.1及びS49→H23の増減には、特別区を含まない。

※2 S49.4.1及びS49→H23の増減のラスパイレース指数100未満の内訳については、分離できない。

(参考) 全地方公共団体の地域手当補正後ラスパイレース指数の分布状況(一般行政職)

区 分	H 18.4.1	H 19.4.1	H 20.4.1	H 21.4.1	H 22.4.1	H 23.4.1	増 減		
							H18→H23	H22→H23	
105以上	86	82	59	40	32	(1.5%) 26	△ 60	△ 6	
100以上105未満	264	283	296	313	280	(16.6%) 296	32	16	
100未満	1,540	1,509	1,503	1,494	1,485	(82.0%) 1,462	△ 78	△ 23	
内 訳	95以上 100未満 90以上 95未満 90未満	700	721	765	792	876	(49.5%) 883	183	7
			582	563	546	486	(27.2%) 486	△ 129	0
			206	175	156	123	(5.2%) 93	△ 132	△ 30
合 計	1,890	1,874	1,858	1,847	1,797	(100.0%) 1,784	△ 106	△ 13	

地域手当補正後ラスパイレス指数

国家公務員と比較した地方公務員の給与水準は、前者の俸給と後者の給料との比較である「ラスパイレス指数」により把握される。

平成18年度から国の給与構造改革に伴い、給料表の引き下げとともに、客観的な支給基準に基づく地域手当が導入されたことから、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数）を参考として算出している。

【算出方法】 地域手当補正後ラスパイレス指数 =

$$\text{補正前のラスパイレス指数} \times \frac{1 + \text{当該団体の地域手当支給率}}{1 + \text{国の指定基準に基づく地域手当支給率}}$$

- (注) 1 実際の地域手当の支給額は、地域ごとの職員構成や異動保障の有無により異なるが、「地域手当補正後ラスパイレス指数」は地域手当の支給率のみで国と比較しているため、実際の支給額で比較した場合と算出結果が異なる。
- 2 地域手当の算出基礎に管理職手当等を含めていない（国と算出方法が異なる）団体についても、上記の計算式により国と比較している。

(例)

A
市

ラスパイレス指数：98.0
 地域手当支給率：3%
 国の指定基準に基づく地域手当支給率：3%

A市の地域手当補正後ラスパイレス指数
 $= 98.0 \times (1 + 0.03) / (1 + 0.03) = \boxed{98.0}$

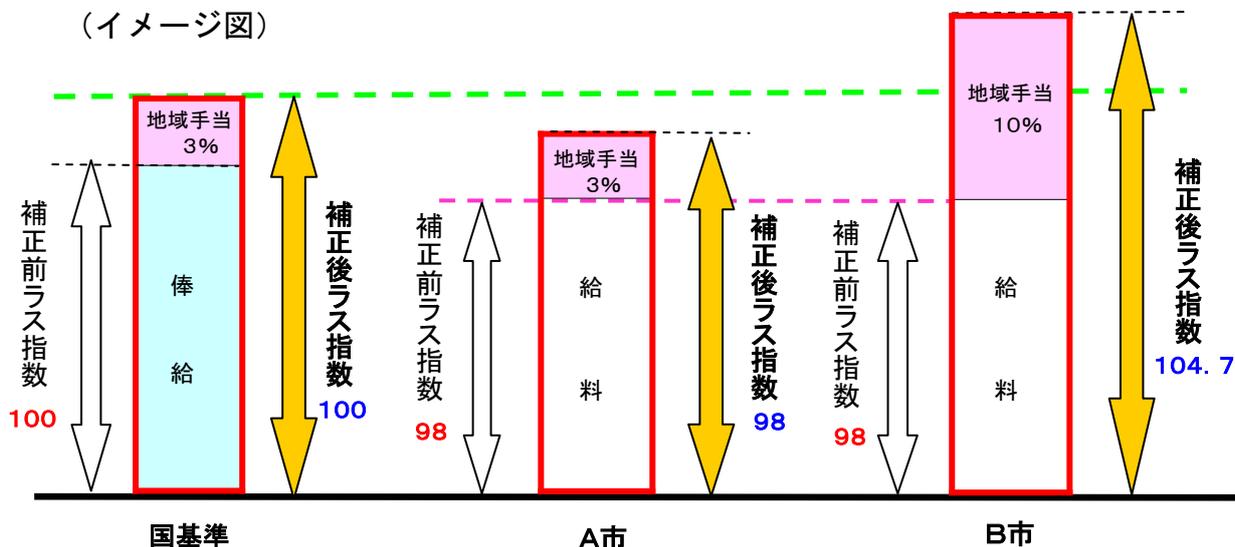
B
市

ラスパイレス指数：98.0
 地域手当支給率：10%
 国の指定基準に基づく地域手当支給率：3%

B市の地域手当補正後ラスパイレス指数
 $= 98.0 \times (1 + 0.1) / (1 + 0.03) = \boxed{104.7}$

→ ラスパイレス指数が同じ団体でも、地域手当を加味してみると、国家公務員と比較した給与水準が異なる場合がある。

(イメージ図)



(3) 都道府県のラスパイレス指数の状況

<第3表 都道府県のラスパイレス指数>

都道府県名	H23		H22	
	指数	高い順	指数	高い順
静岡県	103.4	1	103.8	1
神奈川県	102.9	2	100.1	18
愛知県	102.9	2	98.9	28
埼玉県	102.6	4	103.1	2
千葉県	102.6	4	102.8	4
宮城県	102.5	6	99.1	27
東京都	102.1	7	103.1	2
秋田県	102.0	8	102.4	6
群馬県	101.9	9	101.8	8
福島県	101.8	10	99.7	23
三重県	101.8	10	101.9	7
福岡県	101.8	10	102.5	5
茨城県	101.2	13	101.1	10
奈良県	100.8	14	100.1	18
長崎県	100.7	15	101.0	12
大分県	100.7	15	101.1	10
福井県	100.3	17	100.3	17
愛媛県	100.2	18	100.4	16
和歌山県	100.1	19	100.0	21
山形県	100.0	20	100.1	18
石川県	100.0	20	100.0	21
青森県	99.9	22	100.6	14
滋賀県	99.9	22	100.7	13
佐賀県	99.9	22	96.5	38

都道府県名	H23		H22	
	指数	高い順	指数	高い順
富山県	99.8	25	99.2	26
岩手県	99.7	26	97.8	34
新潟県	99.6	27	100.6	14
広島県	99.6	27	101.7	9
京都府	99.2	29	99.3	24
沖縄県	99.2	29	96.2	39
高知県	98.8	31	99.3	24
宮崎県	98.7	32	98.8	29
兵庫県	98.2	33	98.2	30
山梨県	98.1	34	97.9	33
長野県	98.1	34	98.1	31
徳島県	97.9	36	92.9	43
香川県	97.9	36	97.0	36
熊本県	97.7	38	98.1	31
山口県	97.4	39	97.5	35
栃木県	96.7	40	96.6	37
鹿児島県	95.5	41	94.3	41
岐阜県	94.5	42	92.8	44
鳥取県	94.0	43	94.8	40
大阪府	93.4	44	92.7	46
島根県	92.9	45	93.2	42
北海道	92.5	46	92.8	44
岡山県	92.5	46	92.0	47

(4) 指定都市のラスパイレス指数の状況

<第4表 指定都市のラスパイレス指数>

指定都市名	H23		H22	
	指数	高い順	指数	高い順
横浜市	103.8	1	105.1	1
川崎市	103.7	2	103.9	2
名古屋市	103.5	3	103.8	3
北九州市	103.1	4	103.4	5
静岡市	103.0	5	103.8	3
福岡市	102.3	6	102.3	7
神戸市	101.9	7	101.7	8
さいたま市	101.7	8	101.6	9
仙台市	101.5	9	102.4	6
岡山市	101.1	10	101.1	11

指定都市名	H23		H22	
	指数	高い順	指数	高い順
千葉市	100.8	11	101.2	10
札幌市	100.6	12	100.6	14
広島市	100.5	13	101.1	11
相模原市	100.4	14	100.9	13
大阪市	100.2	15	99.3	16
京都市	99.9	16	100.0	15
新潟市	99.0	17	98.8	17
堺市	98.2	18	98.4	18
浜松市	98.0	19	98.4	18

注:相模原市は、平成22年4月1日に中核市から指定都市となった。

(5) 中核市（全41市）のラスパイレス指数の状況

<第5表 中核市(全41市)のラスパイレス指数>

中核市名	H23		H22	
	指 数	高い順	指 数	高い順
西 宮 市	103.8	1	103.9	1
郡 山 市	102.8	2	103.0	3
船 橋 市	102.8	2	103.7	2
豊 田 市	102.6	4	102.6	5
宇 都 宮 市	102.2	5	102.3	6
大 津 市	102.1	6	101.8	10
宮 崎 市	101.8	7	102.0	7
鹿 児 島 市	101.8	7	101.7	11
大 分 市	101.7	9	102.9	4
横 須 賀 市	101.5	10	99.3	36
柏 市	101.4	11	101.3	17
岡 崎 市	101.4	11	101.5	12
高 松 市	101.4	11	101.5	12
熊 本 市	101.4	11	101.9	8
倉 敷 市	101.2	15	101.5	12
川 越 市	101.1	16	101.0	20
岐 阜 市	101.1	16	100.1	27
秋 田 市	101.0	18	101.3	17
豊 橋 市	100.9	19	100.2	25
姫 路 市	100.9	19	101.2	19
い わ き 市	100.8	21	101.4	15

中核市名	H23		H22	
	指 数	高い順	指 数	高い順
下 関 市	100.8	21	101.9	8
富 山 市	100.6	23	100.1	27
東 大 阪 市	100.5	24	100.7	21
福 山 市	100.3	25	100.7	21
和 歌 山 市	100.2	26	100.1	27
松 山 市	100.1	27	100.0	32
久 留 米 市	100.1	27	100.6	23
金 沢 市	100.0	29	100.2	25
盛 岡 市	99.9	30	99.8	34
青 森 市	99.8	31	100.1	27
高 崎 市	99.7	32	99.9	33
尼 崎 市	99.7	32	101.4	15
長 崎 市	99.7	32	100.5	24
高 槻 市	99.5	35	100.1	27
前 橋 市	99.3	36	99.0	37
高 知 市	98.9	37	96.9	40
長 野 市	98.8	38	99.7	35
函 館 市	98.3	39	98.3	39
旭 川 市	98.2	40	99.0	37
奈 良 市	96.7	41	96.4	41

注：高崎市は、平成23年4月1日に特例市から中核市に移行。

(6) 市区町村（指定都市及び中核市を除く。全1,677団体）のラスパイレス指数の状況

<第6表 市区町村のラスパイレス指数上位50団体及び下位50団体>

(上位団体)

団体名		H23		H22	
		指数	高い順	指数	高い順
神奈川県	葉山町	104.9	1	102.8	29
神奈川県	藤沢市	104.7	2	104.1	2
千葉県	松戸市	104.5	3	103.8	6
千葉県	君津市	104.1	4	103.7	9
兵庫県	芦屋市	103.9	5	104.3	1
福島県	福島市	103.8	6	103.8	6
千葉県	市川市	103.8	6	104.0	3
千葉県	袖ヶ浦市	103.7	8	103.6	12
埼玉県	熊谷市	103.5	9	103.9	4
埼玉県	川口市	103.5	9	103.4	13
千葉県	成田市	103.5	9	103.7	9
千葉県	市原市	103.4	12	103.8	6
東京都	小金井市	103.4	12	103.1	18
愛知県	東海市	103.3	14	103.4	13
長崎県	時津町	103.2	15	103.7	9
福島県	桑折町	103.1	16	103.9	4
埼玉県	桶川市	103.0	17	103.1	18
広島県	竹原市	103.0	17	102.8	29
千葉県	神崎町	102.9	19	102.5	38
静岡県	熱海市	102.9	19	99.7	268
埼玉県	戸田市	102.8	21	102.9	26
千葉県	東金市	102.8	21	103.0	22
埼玉県	上尾市	102.7	23	102.3	45
千葉県	我孫子市	102.7	23	102.5	38
千葉県	鎌ヶ谷市	102.7	23	102.0	59
東京都	調布市	102.7	23	102.2	49
大分県	九重町	102.7	23	101.3	94
千葉県	大網白里町	102.6	28	102.5	38
埼玉県	鳩ヶ谷市	102.5	29	101.9	63
愛知県	岩倉市	102.5	29	98.5	439
千葉県	佐倉市	102.4	31	103.1	18
千葉県	八千代市	102.4	31	102.8	29
神奈川県	平塚市	102.4	31	102.3	45
静岡県	沼津市	102.4	31	102.9	26
三重県	四日市市	102.4	31	102.1	56
兵庫県	川西市	102.4	31	102.2	49
神奈川県	鎌倉市	102.3	37	102.6	34
静岡県	御殿場市	102.3	37	102.0	59
埼玉県	所沢市	102.2	39	102.4	42
愛知県	犬山市	102.2	39	101.1	114
大分県	国東市	102.2	39	98.9	366
千葉県	茂原市	102.1	42	99.8	261
東京都	武蔵野市	102.1	42	102.9	26
東京都	稲城市	102.1	42	102.7	33
東京都	町田市	102.0	45	103.0	22
神奈川県	茅ヶ崎市	102.0	45	102.5	38
静岡県	藤枝市	102.0	45	101.6	75
埼玉県	入間市	101.9	48	102.2	49
埼玉県	北本市	101.9	48	101.7	71
大阪府	吹田市	101.9	48	101.6	75

(下位団体)

団体名		H23		H22	
		指数	低い順	指数	低い順
大分県	姫島村	72.9	1	71.4	1
新潟県	粟島浦村	73.9	2	76.1	4
北海道	留萌市	75.1	3	74.8	2
北海道	夕張市	75.9	4	74.9	3
奈良県	上牧町	80.2	5	80.4	5
青森県	大鱈町	81.3	6	80.8	6
沖縄県	多良間村	81.8	7	81.6	7
鹿児島県	与論町	82.9	8	83.3	11
沖縄県	伊平屋村	83.6	9	85.9	31
東京都	御蔵島村	83.9	10	83.7	15
愛媛県	上島町	84.4	11	83.3	11
北海道	由仁町	84.5	12	83.5	14
埼玉県	皆野町	84.7	13	85.2	23
石川県	宝達志水町	84.7	13	82.5	8
石川県	中能登町	84.8	15	83.2	10
京都府	笠置町	84.8	15	84.7	19
奈良県	下北山村	85.2	17	85.6	26
青森県	黒石市	85.6	18	85.0	21
鹿児島県	伊仙町	85.7	19	85.7	28
石川県	穴水町	85.9	20	83.3	11
福井県	池田町	85.9	20	83.7	15
鹿児島県	徳之島町	85.9	20	87.2	44
沖縄県	栗国村	86.0	23	84.9	20
秋田県	五城目町	86.3	24	86.1	32
奈良県	上北山村	86.3	24	83.0	9

団体名		H23		H22	
		指数	低い順	指数	低い順
岩手県	普代村	86.4	26	86.6	38
愛媛県	愛南町	86.4	26	86.4	35
岐阜県	白川町	86.5	28	87.8	55
奈良県	天川村	86.5	28	86.7	40
沖縄県	東村	86.5	28	85.1	22
北海道	洞爺湖町	86.6	31	85.8	30
北海道	歌志内市	86.8	32	86.6	38
北海道	上砂川町	86.8	32	84.0	17
沖縄県	座間味村	86.8	32	87.1	43
沖縄県	与那国町	86.8	32	87.8	55
北海道	赤平市	86.9	36	88.0	57
長野県	南相木村	86.9	36	87.0	42
東京都	三宅村	87.0	38	88.0	57
愛知県	東栄町	87.5	39	86.1	32
愛媛県	伊方町	87.5	39	87.6	50
沖縄県	南大東村	87.5	39	87.7	52
秋田県	井川町	87.6	42	86.3	34
長野県	泰阜村	87.6	42	86.5	37
沖縄県	渡名喜村	87.6	42	85.3	24
沖縄県	北大東村	87.6	42	86.7	40
岐阜県	東白川村	87.7	46	85.3	24
熊本県	水上村	87.7	46	88.4	65
香川県	三木町	88.1	48	88.3	64
青森県	新郷村	88.2	49	87.2	44
北海道	森町	88.3	50	89.0	82
島根県	海士町	88.3	50	84.5	18

2 平均給与月額

<第7表 職種別平均給与月額(全地方公共団体、上段H23・下段括弧書きH22)>

(単位:歳・円)

職種区分	平均年齢	平均給料月額	諸手当月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)	国家公務員			
						平均年齢	平均俸給月額	平均給与月額	
全職種	42.8 (42.9)	341,745 (343,335)	87,000 (83,892)	428,745 (427,227)	383,839 (385,573)	42.5 (42.2)	340,946 (340,005)	409,644 (408,496)	
主 な 内 訳	一般行政職	43.3 (43.5)	334,379 (337,049)	87,482 (80,967)	421,861 (418,016)	377,625 (380,703)	42.3 (41.9)	327,205 (325,579)	397,723 (395,666)
	技能労務職	47.8 (47.5)	319,086 (319,174)	64,757 (61,432)	383,843 (380,606)	357,370 (357,334)	49.5 (49.3)	283,862 (284,514)	321,662 (322,291)
	高等学校教育職	44.9 (44.9)	386,442 (387,189)	61,795 (64,697)	448,237 (451,886)	424,830 (425,869)	—	—	—
	小・中学校教育職	43.8 (43.9)	371,303 (372,202)	53,609 (56,346)	424,912 (428,548)	408,379 (409,305)	—	—	—
	警察職	39.4 (39.7)	324,966 (325,926)	152,745 (143,157)	477,711 (469,083)	370,694 (371,475)	41.2 (41.3)	316,868 (318,139)	367,972 (369,610)

(注)1 「平均給料月額」とは、給料の調整額及び教職調整額を含むものであり、「諸手当月額」とは、月ごとに支払われることとされている扶養手当、地域手当、住居手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当等の諸手当の額を合計したものである(期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、任期付研究員業績手当、特定任期付職員業績手当及び災害派遣手当は含まない)。

2 「平均給与月額」とは、平均給料月額と月ごとに支払われることとされている全手当の額を合計したものであり、「平均給与月額(国ベース)」とは、公表されている国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

3 「高等学校教育職」には特別支援学校、専修・各種学校の教員を含み、「小・中学校教育職」には幼稚園の教員を含む。

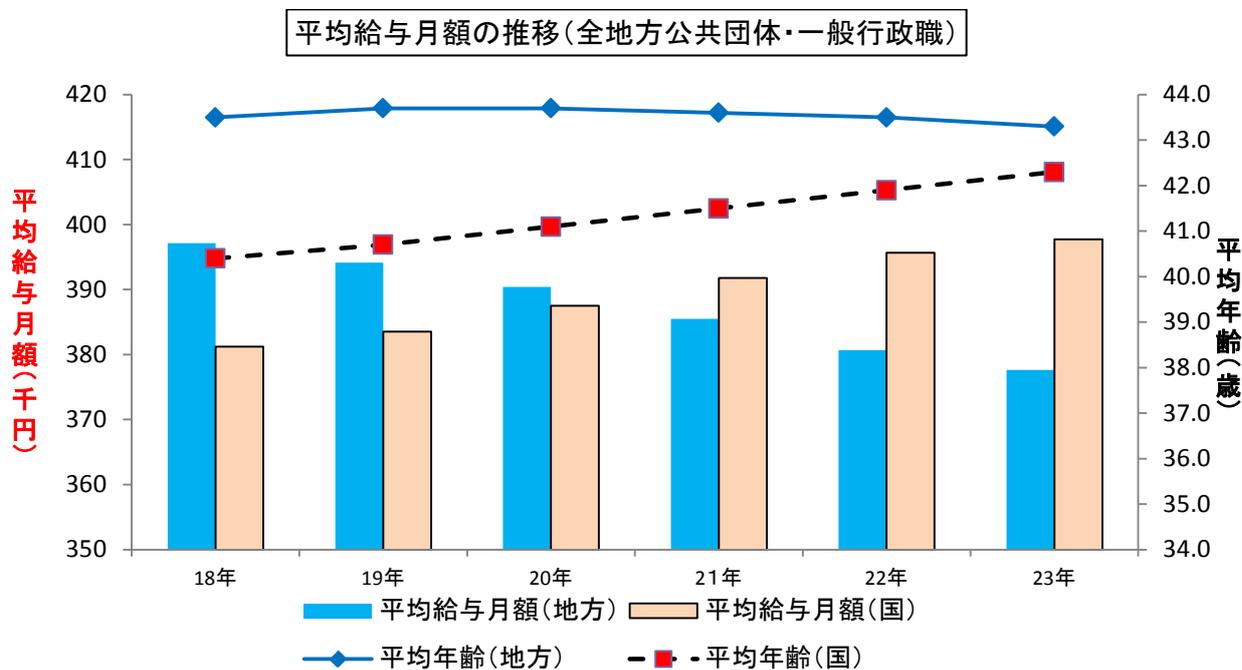
4 国家公務員については、一般行政職は行政職俸給表(一)、技能労務職は行政職俸給表(二)、警察職は公安職俸給表(一)の数値である。

<第8表 団体区分別平均給与月額(一般行政職・H23)>

(単位:歳・円)

団体区分	平均年齢	平均給料月額	諸手当月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
全地方公共団体	43.3	334,379	87,482	421,861	377,625
都道府県	43.7	339,183	86,485	425,668	380,235
指定都市	42.8	339,485	123,902	463,387	401,994
市	43.2	333,168	83,281	416,449	373,462
町村	43.1	319,768	55,170	374,938	347,865
特別区	43.3	333,519	131,807	465,326	413,439
国	42.3	327,205	—	—	397,723

- (注) 1 平均給料月額、諸手当月額、平均給与月額及び平均給与月額(国ベース)は、第7表に同じ。
 2 国の欄は、行政職俸給表(一)の数値である。



3 特殊勤務手当

<第9表 団体区分別特殊勤務手当(4月分支給額・全職種・職員1人当たり)>

団体区分	H13		H22		H23		H22 → H23		H13 → H23	
	支給額	職員1人 当たり	支給額	職員1人 当たり	支給額	職員1人 当たり	支給額	職員1人 当たり	支給額	職員1人 当たり
全地方公共 団 体	(百万円) 18,804	(円) 5,935	(百万円) 15,264	(円) 5,419	(百万円) 15,770	(円) 5,651	(百万円) 506	(円) 232	(百万円) △ 3,034	(円) △ 284
都道府県	7,120	4,319	6,804	4,448	7,099	4,669	295	221	△ 21	350
指定都市	2,861	11,850	1,130	4,632	1,163	4,831	33	199	△ 1,698	△ 7,019
市	5,365	7,592	5,337	7,230	5,311	7,290	△ 26	60	△ 54	△ 302
町 村	1,303	3,610	594	4,060	591	4,128	△ 3	68	△ 712	518
特別区	298	3,747	69	1,082	66	1,049	△ 3	△ 33	△ 232	△ 2,698

<第10表 職種別特殊勤務手当 職種別職員数及び職員1人当たり支給額(4月分)の推移>

職種区分	H13		H22		H23		H22→H23	H13→H23
	職員数	職員1人 当たり	職員数	職員1人 当たり	職員数	職員1人 当たり	職員1人 当たり	職員1人 当たり
全 職 種	(人) 3,168,311	(円) 5,935	(人) 2,816,694	(円) 5,419	(人) 2,790,689	(円) 5,651	(円) 232	(円) △ 284
一般行政職	983,849	1,138	850,929	461	840,609	486	25	△ 652
医師・歯科医師職	24,303	164,074	13,750	1217,573	13,000	221,508	3,935	57,434
看護・保健職	162,215	16,919	103,550	13,391	98,999	13,036	△ 355	△ 3,883
消 防 職	152,229	8,485	156,410	5,788	156,690	5,977	189	△ 2,508
警 察 職	229,871	10,580	253,510	9,080	254,318	10,093	1,013	△ 487

(参考) 1人当たりの手当支給額の多い職種における特殊勤務手当の例

区 分	特殊勤務手当の例
医師・歯科医師職	・緊急診療手当(緊急の診療業務のため、勤務時間外に待機を命ぜられ、緊急業務に従事したとき)など
看護・保健職	・救急呼出手当(勤務時間外に救急業務に従事したとき)など
警察職	・銃器犯罪捜査従事手当(銃器を使用した犯人等の逮捕業務) ・爆発物処理作業手当(爆発物の回収、解体、爆破等の業務)など
消防職	・消防業務手当(火災その他災害等の現場に出動した場合) ・緊急出勤手当(緊急の業務のため出勤した場合)など

2 他の給与関連調査結果

<参考1>

地方公共団体における独自の給与削減措置の状況・・・P1

<参考2>

給与制度・運用の適正化状況・・・・・・・・・・・・・・P4

<参考3>

地方公務員給与の「わたり」の状況について・・・・・・・・P5

<参考4>

地方公務員の自宅に係る住居手当について・・・・・・・・P12

平成24年3月

総務省

(連絡先)

自治行政局 公務員部 給与能率推進室

担当 : 野村・甘利

電話 : 03-5253-5549 (直)

03-5253-5111 (代) (内線 23245、23248)

FAX : 03-5253-5553

<参考1>

地方公共団体における独自の給与削減措置の状況① (平成23年4月1日現在)

全地方公共団体の過半数の団体(981団体/1,794団体、54.7%)が、
独自に給料や手当の削減措置を実施し、年額約1,500億円を削減

○都道府県・指定都市における一般職の給料(本給)削減の状況

削減率の区分	給料(本給)削減を実施している団体(削減率)		
8%~	北海道(9~7.5%) 大阪府(14~3%) 鹿児島県(8~2%) 堺市(11.5~3%)	群馬県(8~2%) 島根県(10~6%) 千葉市(9~1%)	岐阜県(12~4%) 岡山県(10~7%)
5%~8%未満	青森県(5~3%) 栃木県(5%) 兵庫県(7~2.5%) 熊本県(7~3%)	福島県(5%) 山梨県(6~2%) 山口県(6~2%) 大阪市(5.7~1%)	茨城県(5~3%) 滋賀県(6~0.5%) 徳島県(5~1%) 京都市(5~1.8%)
3%~5%未満	富山県(3~2%) 香川県(3~1%)	愛知県(3%)	奈良県(3~0.5%)
2%~3%未満	京都府(2%)	和歌山県(2%)	名古屋市(2~1%)
2%未満	愛媛県(1~0.5%)		

一部実施団体を含む

地方公共団体における独自の給与削減措置の状況② (平成23年4月1日現在)

- 何らかの給与削減を実施している団体は、981団体（54.7%）
- 一般職の給与削減を実施している団体は、514団体（28.7%）
- 一般職の給料（本給）削減を実施している団体は、213団体（11.9%）
- 地方公共団体は、これまでも多くの団体において給与削減措置が取り組まれている。

1-1 給与（給料（本給）、諸手当）削減団体内訳

区分	団体数				全団体数 (B)	A/B(%)
	両方	一般職のみ	特別職のみ	計(A)		
都道府県	33	0	6	39	47	83.0
指定都市	7	0	5	12	19	63.2
市区町村	392	82	456	930	1,728	53.8
計	432	82	467	981	1,794	54.7

1-2 一般職給与削減団体の内訳

区分	給料（本給）削減 (C)※	C/B(%)	手当のみ削減 (D)	D/B(%)	一般職削減団体 (C)+(D) (E)	E/B(%)
都道府県	24	51.1	9	19.1	33	70.2
指定都市	5	26.3	2	10.5	7	36.8
市区町村	184	10.6	290	16.8	474	27.4
計	213	11.9	301	16.8	514	28.7

※「給料（本給）削減(C)」の団体数は、給料（本給）のみ削減実施団体、給料（本給）及び手当の削減実施団体の合計

- 全体の削減影響額は、約1,500億円（1,450億円）

2 削減影響額

	削減影響額(億円)		
	一般職	特別職	計
都道府県	1,176	3	1,179
指定都市	57	1	58
市区町村	180	33	213
計	1,413	37	1,450

3 給与削減措置の状況（平成18年度～平成23年度）

区分	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
削減影響額	1,656億円	1,503億円	1,664億円	2,465億円	2,188億円	1,450億円
削減団体	1,149団体 60.8%	1,145団体 61.1%	1,139団体 61.3%	1,139団体 61.7%	1,059団体 58.9%	981団体 54.7%

地方公共団体における独自の給与削減措置の状況③ (平成14年度～平成23年度)

- ・ 地方公共団体では、従来より多くの団体において給与削減措置を実施。
- ・ 平成14年度から23年度までの10年間の削減影響額は約1兆6千億円。

区 分	平成14年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度	
	削減影響額(億円)	実施団体数								
都道府県計	984	34	1,051	38	1,069	44	1,008	46	1,274	46
指定都市計	29	6	153	8	86	9	69	13	28	14
市区町村計	116	1,002	168	1,250	251	1,355	373	1,314	355	1,089
合 計	1,129	1,042	1,372	1,296	1,406	1,408	1,451	1,373	1,656	1,149

区 分	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	削減影響額(億円)	実施団体数								
都道府県計	1,141	39	1,300	40	2,051	42	1,834	42	1,179	39
指定都市計	16	13	5	11	54	12	71	13	58	12
市区町村計	346	1,093	359	1,088	359	1,085	284	1,004	213	930
合 計	1,503	1,145	1,665	1,139	2,465	1,139	2,188	1,059	1,450	981

区 分	H14～H23 削減影響額累計(億円)
都道府県計	12,891
指定都市計	569
市区町村計	2,824
合 計	16,284

注) 削減額及び実施団体数は給与削減(抑制)措置の状況調によるもの(各年度4月1日現在における試算)。

<参考2>

給与制度・運用の適正化状況

平成22年度において、給料表の適正化等給料の水準適正化のための措置を講じた団体は延べ168団体、また諸手当や退職手当の適正化を行った団体は延べ636団体であった。

○ 平成22年度における給与適正化等の状況

(単位:団体)

区分	初任給基準 の是正	わたりの 適正化	給料表 の適正化	退職時特別 昇給等の 適正化	小計 (A)
都道府県	0	3	0	0	3
指定都市	0	3	4	0	7
市区	16	39	23	16	94
町村	7	23	10	24	64
計	23	68	37	40	168

区分	諸手当の適正化			退職手当 の是正	小計 (B)	合計 (A)+(B)
	特殊勤務 手当	住居手当	その他の 手当			
都道府県	10	12	8	5	35	38
指定都市	3	4	5	0	12	19
市区	67	112	77	69	325	419
町村	31	70	41	122	264	328
計	111	198	131	196	636	804

(注) 合計の団体数は、延べ数である。

地方公務員給与の「わたり」の状況について

地方公務員給与の「わたり」とは、

- ① 給与決定に際し、級別職務分類表及び級別標準職務表に適合しない級へ格付を行うこと
 - ② ①の他、実質的にこれと同一の結果となる級別職務分類表、級別標準職務表又は給料表を定めること
- により、給与を支給することをいう。

○ 地方公務員法第24条第1項
職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない。（職務給の原則）

「わたり」の制度のある団体（平成23年4月1日時点）

「わたり」の制度のある団体は 104団体（5.8%）

〔対前年度比：▲47団体〕

区分	平成22年 4月1日時点	平成23年 4月1日時点	H23-H22	区分別 団体数
全 団 体	151団体 (8.4%)	104団体 (5.8%)	▲47団体	1,794団体 [1,797団体]
都道府県	2団体 (4.3%)	1団体 (2.1%)	▲1団体	47団体 ["]
指定都市	1団体 (5.3%)	0団体 (0.0%)	▲1団体	19団体 ["]
市	106団体 (13.8%)	78団体 (10.2%)	▲28団体	767団体 ["]
町 村	42団体 (4.5%)	25団体 (2.7%)	▲17団体	938団体 [941団体]
特別区	0団体 (0.0%)	0団体 (0.0%)	増減なし	23団体 ["]

※1 都道府県・指定都市については、上記のほか、「わたり」に係る課題のある団体（団体側は「わたり」でないとしているが、説明が不十分と考えられるもの。）が、1団体ある。

※2 割合は、各年の区分別団体数に対するものである。

※3 区分別団体数の上段は平成23年4月1日時点の団体数であり、下段の〔 〕書きは平成22年4月1日時点の団体数である。

※ 「わたり」の該当基準

次の①又は②のいずれかにより給与を支給すること。

- ① 給与決定に際し、級別職務分類表及び級別標準職務表に適合しない級へ格付を行うこと
- ② ①の他、実質的にこれと同一の結果となる級別職務分類表、級別標準職務表又は給料表を定めること

②の具体の該当基準については、少なくとも、次の(1)から(4)のいずれかに該当する場合には、原則として「わたり」に該当。

- (1) 級別職務分類表及び級別標準職務表が、職務を明確に分類したものとなっていない場合

例) 主査(3～5級)が一定の経験年数を経れば、4級から5級に昇格する場合

- (2) 一つの職が4つ以上の級にわたって格付けられている場合

- (3) 国家公務員の官職と職務・職責が同等な職の級の格付けが、国家公務員の本省の格付けを超えている場合

例) 国の係員に相当する職を3級以上に格付け
国の主任に相当する職を4級以上に格付け
国の係長に相当する職を5級以上に格付け
国の課長補佐に相当する職を7級以上に格付け

- (4) 国家公務員の官職と職務・職責が同等な職の給料月額の高水準が、国家公務員の俸給月額の高水準を相当程度超えている場合

総務省は、引き続き、「わたり」の制度のある地方公共団体に対して適正化を求めるとともに、各地方公共団体に対し、職員の給与について情報公開を徹底するよう助言。

<参考3-②>

地方公務員給与の「わたり」に係る都道府県・指定都市の状況

平成23年4月1日現在

団体名	わたりの有無	内容（人数）	対前年度比（人）
北海道		「わたり」に係る課題を見直し	—
青森県			
岩手県			
宮城県			
秋田県			
山形県			
福島県			
茨城県			
栃木県			
群馬県			
埼玉県		「わたり」に係る課題を見直し	—
千葉県	○	主査を5級に格付け（948人）	20
東京都			
神奈川県			
新潟県			
富山県			
石川県			
福井県			
山梨県			
長野県			
岐阜県			
静岡県			
愛知県			

団体名	わたりの有無	内容（人数）	対前年度比（人）
三重県			
滋賀県			
京都府			
大阪府※		「わたり」の制度を廃止	▲1,892
兵庫県			
奈良県			
和歌山県			
鳥取県			
島根県			
岡山県			
広島県			
山口県			
徳島県			
香川県			
愛媛県			
高知県			
福岡県			
佐賀県			
長崎県			
熊本県			
大分県			
宮崎県			
鹿児島県			
沖縄県			

【都道府県計】

- 「わたり」の制度のある団体 1団体（948人）〔対前年度比 ▲1団体（▲1,872人）〕
- △ 「わたり」に係る課題のある団体 なし 〔対前年度比 ▲2団体〕
- ※ 「わたり」の制度を廃止した団体 1団体（▲1,892人）

団体名	わたりの有無	内容（人数）	対前年度比（人）
札幌市			
仙台市			
さいたま市			
千葉市			
横浜市		「わたり」に係る課題を見直し	—
川崎市			
相模原市			
新潟市			
静岡市			
浜松市			
名古屋市		「わたり」に係る課題を見直し	—
京都市			
大阪市	△	係員級の給料月額が国の課長補佐級と同程度 課長補佐級の給料月額が国の課長補佐級を1割以上超過	—
堺市			
神戸市			
岡山市※		「わたり」の制度を廃止	▲1,877
広島市			
北九州市			
福岡市			

【指定都市 計】

- 「わたり」の制度のある団体 なし [対前年度比 ▲1団体 (▲1, 877人)]
- △ 「わたり」に係る課題のある団体 1団体 (— 人) [対前年度比 ▲2団体]
- ※ 「わたり」の制度を廃止した団体 1団体 (▲1, 877人)

<参考3-③>

地方公務員給与の「わたり」に係る市区町村の状況

平成23年4月1日現在

都道府県名	団体数 (団体)	人数 (人)	市区町村名	対前年度比	
				(団体)	(人)
北海道	12	141	室蘭市、苫小牧市、深川市、登別市、江差町、鷹栖町、東神楽町、音威子府村、興部町、芽室町、中標津町、羅臼町	▲ 10	▲ 288
青森県	0	0		—	—
岩手県	0	0		—	—
宮城県	0	0		—	—
秋田県	0	0		—	—
山形県	2	90	鶴岡市、酒田市	0	15
福島県	0	0		—	—
茨城県	2	9	下妻市、高萩市	▲ 3	▲ 56
栃木県	0	0		—	—
群馬県	1	4	中之条町	1	4
埼玉県	4	1,461	川越市、草加市、越谷市、三芳町	▲ 2	▲ 66
千葉県	2	240	浦安市、袖ヶ浦市	▲ 1	57
東京都 (市町村)	2	106	青梅市、国立市	▲ 3	▲ 73
東京都 (区)	0	0		—	—
神奈川県	2	45	横須賀市、鎌倉市	▲ 1	▲ 116
新潟県	0	0		▲ 1	▲ 11
富山県	0	0		—	—
石川県	0	0		—	—
福井県	0	0		—	—
山梨県	0	0		—	—
長野県	11	476	長野市、松本市、上田市、茅野市、塩尻市、佐久市、小海町、南相木村、北相木村、軽井沢町、飯島町	▲ 5	22
岐阜県	1	104	大垣市	0	3
静岡県	2	58	熱海市、伊東市	0	▲ 3
愛知県	0	0		—	—

都道府県名	団体数 (団体)	人数 (人)	市区町村名	対前年度比	
				(団体)	(人)
三重県	0	0		▲ 2	▲ 151
滋賀県	0	0		—	—
京都府	0	0		▲ 2	▲ 105
大阪府	22	4,188	岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、高槻市、貝塚市、茨木市、八尾市、富田林市、河内長野市、大東市、箕面市、羽曳野市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、阪南市、島本町、忠岡町、熊取町	▲ 2	798
兵庫県	0	0		—	—
奈良県	7	1,052	奈良市、大和郡山市、橿原市、桜井市、生駒市、香芝市、安堵町	0	113
和歌山県	0	0		—	—
鳥取県	0	0		▲ 1	▲ 32
島根県	0	0		—	—
岡山県	0	0		▲ 1	▲ 1
広島県	1	344	三次市	0	▲ 25
山口県	0	0		—	—
徳島県	0	0		—	—
香川県	2	46	坂出市、綾川町	0	▲ 2
愛媛県	0	0		—	—
高知県	1	34	中土佐町	▲ 5	▲ 270
福岡県	0	0		—	—
佐賀県	1	19	基山町	▲ 1	▲ 49
長崎県	0	0		—	—
熊本県	1	17	荒尾市	▲ 1	▲ 376
大分県	11	1,563	大分市、別府市、日田市、佐伯市、竹田市、杵築市、宇佐市、由布市、国東市、日出町、玖珠町	▲ 1	▲ 211
宮崎県	4	396	小林市、日向市、串間市、えびの市	0	▲ 21
鹿児島県	11	2,003	鹿児島市、枕崎市、出水市、指宿市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、霧島市、南さつま市、奄美市、天城町	▲ 2	▲ 137
沖縄県	1	54	名護市	▲ 2	▲ 72
合計	103	12,450		▲ 45	▲ 1,053

※ 1 指定都市を除いた市区町村の状況である。

2 「対前年度比」欄の「—」は、平成22年4月1日時点も「わたり」の制度がなかったことを示す。

<参考3-④>

「わたり」の制度を廃止済みの団体(経過的に実態が残っているもの)

平成23年4月1日現在

1 都道府県

北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県、埼玉県、新潟県、長野県、愛知県、京都府、島根県、熊本県、沖縄県

2 指定都市

浜松市

3 市町村(指定都市を除く)

北海道	旭川市、帯広市、苫小牧市、士別市、石狩市、松前町、木古内町、七飯町、せたな町、余市町、奈井江町、長沼町、新十津川町、上川町、美瑛町、小平町、美幌町
青森県	弘前市、黒石市
岩手県	北上市、久慈市、釜石市、金ヶ崎町
秋田県	秋田市、男鹿市
山形県	米沢市、上市市、村山市、天童市、南陽市、河北町、大江町
福島県	郡山市
茨城県	茨城町
栃木県	佐野市、小山市、真岡市
群馬県	中之条町、東吾妻町
千葉県	大多喜町
東京都	武蔵野市、小平市、日野市、国立市、東久留米市
神奈川県	小田原市
新潟県	上越市、湯沢町
富山県	魚津市、砺波市
福井県	勝山市
長野県	伊那市
滋賀県	竜王町
京都府	城陽市、八幡市、木津川市、久御山町
大阪府	豊中市、池田市、守口市、枚方市、八尾市、泉佐野市、寝屋川市、和泉市、門真市、摂津市、四條畷市、交野市
鳥取県	米子市、境港市
広島県	呉市、東広島市
徳島県	阿南市
香川県	丸亀市、多度津町、まんのう町
高知県	安芸市、四万十市、香南市、香美市、奈半利町、馬路村、大豊町、越知町、大月町、三原村
熊本県	熊本市
大分県	中津市、玖珠町
宮崎県	西都市
鹿児島県	鹿屋市、いちき串木野市、伊佐市
沖縄県	石垣市、浦添市、沖縄市、うるま市、与那原町

※ 参考3-②、参考3-③と重複がある団体は、「わたり」の制度が一部残っている団体である。

地方公務員の自宅に係る住居手当について

全地方公共団体の約6割の団体（1,015団体／1,794団体、56.6%）が、自宅に係る住居手当を廃止している。

国においては、平成21年に自宅に係る住居手当が廃止されており、総務省としては、地方公共団体においても、廃止を基本とした見直しを行うことを助言している。

自宅に係る住居手当の状況（平成23年4月1日時点）

区 分	制度がない団体	経過措置を設けている団体	制度が残っている団体	区分別団体数
全 団 体	1,015団体 (56.6%)	83団体 (4.6%)	696団体 (38.8%)	1,794団体
都道府県	16団体 (34.0%)	7団体 (14.9%)	24団体 (51.1%)	47団体
指定都市	3団体 (15.8%)	1団体 (5.3%)	15団体 (78.9%)	19団体
市町村	996団体 (58.4%)	75団体 (4.4%)	634団体 (37.2%)	1,705団体
特別区	0団体 (0.0%)	0団体 (0.0%)	23団体 (100%)	23団体

※割合は、区分別団体数に対するものである。

< 参考4－ >

自宅に係る住居手当の状況について<都道府県>

平成23年4月1日現在

区分	制度がない団体	制度は廃止したが経過措置を設けている団体	制度が残っている団体
北海道	○		
青森県	○		
岩手県	○		
宮城県	○		
秋田県	○		
山形県	○		
福島県	○		
茨城県		○	
栃木県		○	
群馬県		○	
埼玉県		○	
千葉県		○	
東京都			○
神奈川県			○
新潟県	○		
富山県			○
石川県			○
福井県			○
山梨県	○		
長野県		○	
岐阜県	○		
静岡県	○		
愛知県		○	
三重県			○
滋賀県			○
京都府			○
大阪府			○
兵庫県			○
奈良県			○
和歌山県			○
鳥取県	○		
島根県	○		
岡山県			○
広島県			○
山口県			○
徳島県			○
香川県	○		
愛媛県			○
高知県	○		
福岡県			○
佐賀県	○		
長崎県			○
熊本県			○
大分県			○
宮崎県			○
鹿児島県			○
沖縄県			○
合計	16	7	24

自宅に係る住居手当の状況について<指定都市>

平成23年4月1日現在

区分	制度がない団体	制度は廃止したが経過措置を設けている団体	制度が残っている団体
札幌市			○
仙台市		○	
さいたま市			○
千葉市			○
横浜市			○
川崎市			○
相模原市			○
新潟市	○		
静岡市	○		
浜松市	○		
名古屋市			○
京都市			○
大阪市			○
堺市			○
神戸市			○
岡山市			○
広島市			○
北九州市			○
福岡市			○
合計	3	1	15

自宅に係る住居手当の状況 <市区町村（指定都市を除く）>

平成23年4月1日現在

区分	制度がない団体	制度は廃止したが経過措置を設けている団体	制度が残っている団体	市区町村数
北海道	41	6	131	178
青森県	40	0	0	40
岩手県	33	1	0	34
宮城県	33	1	0	34
秋田県	25	0	0	25
山形県	35	0	0	35
福島県	57	1	1	59
茨城県	38	0	6	44
栃木県	19	3	5	27
群馬県	32	2	1	35
埼玉県	13	11	39	63
千葉県	10	18	25	53
東京都	9	0	53	62
神奈川県	3	1	26	30
新潟県	29	0	0	29
富山県	6	0	9	15
石川県	17	0	2	19
福井県	15	0	2	17
山梨県	22	1	4	27
長野県	73	3	1	77
岐阜県	42	0	0	42
静岡県	17	0	16	33
愛知県	40	1	12	53
三重県	17	0	12	29
滋賀県	14	1	4	19
京都府	15	0	10	25
大阪府	20	11	10	41
兵庫県	5	0	35	40
奈良県	25	1	13	39
和歌山県	18	1	11	30
鳥取県	18	0	1	19
島根県	21	0	0	21
岡山県	19	1	6	26
広島県	8	4	10	22
山口県	5	0	14	19
徳島県	10	0	14	24
香川県	14	2	1	17
愛媛県	5	0	15	20
高知県	34	0	0	34
福岡県	8	1	49	58
佐賀県	19	0	1	20
長崎県	8	2	11	21
熊本県	24	1	20	45
大分県	1	0	17	18
宮崎県	16	0	10	26
鹿児島県	20	1	22	43
沖縄県	3	0	38	41
合 計	996	75	657	1,728